(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県南巨摩郡早川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、早川町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

早川町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県南巨摩郡早川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、早川町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県岩沼市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千八十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十八年九月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　明治四十二年内務省告示第百五十九号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県静岡市葵区奈良間

字下村　二三二番一　一号

二三一番二　十一号

字家ノ上　二二三番二　二号及び三号

二一三番　四号及び五号

二〇九番四　六号及び七号

字村上　二〇八番五　八号

字堂前　一四〇番　九号

字宮前　二〇〇番　十号

二　明治四十二年内務省告示第百五十九号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県静岡市葵区黒俣

字森平　一三四五番　一号及び二号

一三五一番　三号

一三三〇番　四号

一二八九番　六号

一二九一番　十号

一二九六番一　十一号

一三三七番一　十二号

字森平上　一三三二番　五号

字清水外下　一二五六番一　七号

一二五四番二　八号

字カマヤ本　一二四二番一　九号

○国土交通省告示第千八十二号

宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社からの軌道運送高度化実施計画の認定申請事案（事案番号平二十八第四〇〇一号）については、平成二十八年九月八日付け国運審第二十八号により、運輸審議会から、申請どおり認定することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十八年九月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一